

## 納骨堂、合葬墓に関するQ&A

### ■ 申込み資格について

Q：申込み資格について教えてください。

A：申込者と被収蔵者（収蔵する遺骨）に縁故関係があり、申込者と被収蔵者のどちらかが、「小松市に住所を有する」または「小松市に居住する目的で市内に家屋、土地を有する」場合です。

「小松市に住所を有する」には、市内に引き続き3ヶ月間居住している必要があります。

詳細については、「申し込みのしおり」8ページや「申込みについての簡単なご案内」をご参照ください。

Q：宗教や宗派の違いにより申込みが不可となる場合がありますか？

A：宗教、宗派は問いません。

Q：市営墓地を使用していますが、納骨堂や合葬墓の使用を申込みことができますか？

A：市営墓地と納骨堂・合葬墓はあわせて使用することができます。  
詳細は、ご相談ください。

Q：申込み資格には、「本市に居住する目的で市内に家屋、土地を有すること」とありますが、どういうことでしょうか？

A：申込者あるいは被収蔵者が市内に住所を有していなくとも、申請することができます。

これに該当する方は、固定資産税の課税明細、課税台帳（名寄帳）、法務局発行の事項証明（登記簿）などを提出ください。すべてコピー可です。

Q：納骨堂や合葬墓の使用を申込みできない場合を教えてください。

A：申込みができない人は、被収蔵者の祭祀主宰者でも縁故者でもない人です。祭祀主宰者は、喪主や法事の施主あるいは被相続人に祭祀主宰者と指定された人などです。縁故者には、配偶者、三親等以内の血族、二親等以内の姻族、養父母、養子が該当します。

#### ■使用料について

Q：収蔵期間が終わった後、遺骨が納骨堂から合葬墓へ移される際に、あらたに料金はかかりますか？

A：納骨堂の使用料には合葬墓で収蔵する料金も含まれていますので、あらたに料金はかかりません。

Q：市民料金となるケースを教えてください。

A：以下の3ケースがあります。

##### <遺骨所持の場合>

被収蔵者が死亡時に市内に住所を有していた場合、もしくは申込者が市内に住所を有する場合は、市民料金となります。

##### <生前予約の場合>

生前予約されるご本人が、市内に住所を有する場合は、市民料金となります。

##### <改葬する場合>

改葬元の墓所が市内にある場合、もしくは改葬元の墓所が市外であっても申込者が市内に住所を有する場合は、市民料金となります。

Q：市民以外使用料となるケースを教えてください。

A：申込者と被収蔵者がともに市内に住所を有していなくとも、どちらか一方が、市内に居住の目的で家屋や土地を有しておれば、市民以外使用料で申し込むことができます。

詳しくは、「申込みについての簡単なご案内」P. 2、3をご参照ください。

Q：納骨堂や合葬墓の使用を取りやめた場合、納めた使用料は還付されますか？

A：使用料の還付があるのは、納骨堂を生前予約してこれを取りやめた場合、あるいは合葬墓や納骨堂に遺骨を収蔵する前の場合です。  
どちらも使用許可日から3年以内です。  
すでに納骨堂に遺骨を収蔵した場合、使用料を還付できません。

■納骨堂使用の10年の延長について

Q：納骨堂の使用を10年間から20年間に延長したい場合、どのようにすればよいのでしょうか？

A：延長の使用許可申請が必要です。

■納骨について

Q：どこに遺骨を持っていけばよいのですか？

A：あらかじめ取り決めた収蔵日時に、納骨堂でお預かりします。  
事前に建築住宅課窓口で収蔵希望日時をお届けいただき、他の予約状況と合わせて日時を調整することとなります。

Q：遺骨（焼骨）を納骨するときは、どのような状態にしておけばよいのでしょうか？

A：納骨堂へ納骨する場合には、骨壺に入れた状態で、また合葬墓へ納骨する場合には、市が支給する納骨袋に入れた状態でお届けください。  
なお、お墓に埋蔵されていた遺骨については、虫がわくなど不衛生な状態とならないようご配慮を願います。

Q：申込者や親族は、納骨堂や合葬墓の収蔵室に遺骨を安置する場に立ち会えるのですか？

A：安置する場には立ち会えません。なお納骨堂も合葬墓も、収蔵室に入室できません。

■参拝について

Q：納骨堂の中で参拝できますか？

A：平日に納骨堂の参拝室を使用する場合、事前に予約が必要です。建築住宅課へお問合せください。

「申込みのしおり」P. 5をご参照ください。

■改葬について

Q：納骨堂へ遺骨を改葬するときの使用料について教えてください。

A：納骨堂へ改葬する場合、遺骨の体数に応じて使用料がかかります。1つの骨壺に入れることができるのは、1体限りとなります。

Q：合葬墓へ遺骨を改葬するときの使用料について教えてください。

A：遺骨の数が4体を超える場合には、使用料の上限は4体分となります。ただし、個人のお墓に限ります。

Q：お墓の遺骨を確認したところ、遺骨が土にかえり残っていない状態でした。遺骨の代わりに土をいれてもよろしいですか？

A：土の収蔵はできません。遺骨に限ります。

Q：納骨堂に収蔵した遺骨を他の霊園や寺院へ移すことはできますか？

A：可能です。返還届、改葬許可申請のお手続きが必要です。ただし、使用者の方が亡くなっている場合、事前に承継手続きが必要となります。

Q：合葬墓に収蔵した遺骨を他の霊園や寺院へ移すことはできますか？

A：合葬墓については収蔵した遺骨は返還できませんので、他の霊園や寺院へ移すことはできません。

■法要について

Q：お盆やお彼岸などに、市で納骨堂や合葬墓の法要は行うのですか？

A：市で法要は行いません。

Q：納骨堂の参拝室で法要を行いたいのですが。

A：法要など大勢の方が参拝室をご使用する場合には、事前に予約が必要です。納骨堂の参拝室の床面積は、約20㎡です。

納骨堂では、線香、ろうそく等の火気は使用できません。また献花などの供物等もお持ち帰りください。

Q：合葬墓での法要については、どうですか？

A：合葬墓での法要は、特に制限を設けておりません。ただし、他の参拝者の妨げにならないよう十分ご注意ください。また供花、ろうそく等はお持ち帰りください。